

## 「海洋知の再編と日本社会」ノート

## ―史料と研究視角

杉 本 史 子

はじめに―船艦・海図情報と一九世紀日本

「幕末維新期」と呼ばれる時代、日本をとりまく海洋の在り方は大きく変容していた。一八世紀、クロノメータによる海上での経度測量技術の実用化により、理論的には、地球は、海上も含め経度・緯度のマトリックスで捕捉されることが可能になった。一九世紀、蒸気船の登場により、海洋移動の革新が果たされた。季節風によらず、また、夜間も航行可能となった。海洋はもはや、とらえどころのない液状空間でも、風任せの移動しかできない空間でもなくなった。この海洋の変容は、それに取り囲まれる陸地の領土・国土の見方をも変化させていった。<sup>(1)</sup>

蒸気船と帆船の機能をあわせもった「船艦」<sup>(2)</sup>が大洋を行き交うようになる時代、その航海を支えたのは、経緯度情報に立脚し、国家が測量から刊行までコントロールする「近代的海図」<sup>(3)</sup>であった。一八二三年以来、英国版海図は全世界の商船に販売され、英国水路部は一貫して海事国間での海図情報共有化を提唱してきた。<sup>(4)</sup>「七つの海へのイギリスの制海権の確立は、同局による海図の世界的規模での作成・頒布という体制の形成と表裏をなすものであった」<sup>(5)</sup>。

次の、長崎奉行宛米国領事の抗議文に言及されている(傍線部)ように、一八六四年、箱館から長崎に向かったアメリカ蒸気商船が、たまた

ま停泊した長州藩領の日本海側のひとつの湾の名を、英国版海図を使って、経度・緯度から特定することも可能であった。

写し

第六三号

アメリカ合衆国領事館

長崎、(元治元年六月十七日)一八六四年七月二十日

拝啓

アメリカ蒸気船「モニター」号が本月三日に箱館を出港し、(同六月十四日)十七日に当港へ到着しました(中略)

本月十一日、海岸から一マイルを通過中、大きな入江とそのふちにある町々を見ました。

石炭あるいは薪水の補給を得ようと考え、そこで一八五四年にアメリカ側ではペリー提督が日本政府と結んだ条約を思い起こしました。そこにはアメリカ船の遭難時には日本のどの港でも許されると規定されていました。(日米和親条約第三卷)船はこの入江に入り、一番小さい町から五〇ヤード以内に錨を下しました。本月十一日午後七時でした。

投錨するとすぐに、二人の男を乗せたボートが舷側にやってきて、船の国籍と要件を尋ねました。

回答は乗船していた日本人の使用人を通じてなされました(中略)。

石炭または薪水を購入したいと告げると、ボートの男は、町は小さくどちらもないこと、上役に報告すると回答した。船長は、夜間なので翌朝まで待つことを決定した。

(元治元年五月九日)  
十二日の朝、夜明けにモニター号に搭乗した人々は、停泊地から東へ五〇〇ヤードほどに位置した一二ポンド砲四門の砲台からの砲発に仰天しました。

船長はただちに蒸気を焚くように命じ、およそ一時間以内に準備ができました。

しかしながら、合間をあけて台場からの砲発が続き、いくつかの砲弾は効果をあげました。

上記の準備ができて錨をひきあげた頃、町は夜のうちに設置したむしろのスクリーンで覆われ、町の人々は船に小銃を打ち始めました。(中略)

錨をあげて船が射程外に出た時、船長は船上のライフル砲二門から、町に向けて榴弾の発射を開始しました。

二六発が発射され、ほとんどすべてが効果をあげたと思われます。町は二か所で火事になりましたが、炎はすぐに消えました。(中略)

脱出後に船長が行った観測によれば、湾は北緯三四度二七分、東経一三一度一三分にあることを示しています。最新のイギリス海軍省の海図と比べてみると、長門領内の深川と呼ばれる湾に特定されず。

事件の詳細に対して閣下の注意を喚起し、私はただ、遭難したアメリカ船が日本の一部でかかる冷淡なものでなしに遭おうとしたことへの驚きを表明し、私自身と船長と船の所有者の名において、これに抗議することを述べる必要があります。

この抗議書と同じく書翰の複本は、機会があり次第、合衆国大統領

領と合衆国駐日公使へ送付します。

米国領事

敬具

長崎奉行

(純熙大村藩主)  
大村丹後守・服部長門守両閣下

(署名) ジョン・G・ウォルシュ

モニター号が停泊したこの深川湾は、萩城から青海島を隔てた西側にある湾であった。萩城の防衛のため、城の沿岸部には大砲台が、また海上から防衛として萩沖合の大島・相島・見島などにも砲台が築かれていた。

モニター号船長は日米和親条約の条項から港への避難や薪水購入を可能と判断していたが、この事件に先立つ文久三年(一八六三年)四月一日、長州藩は領内への惣触で、領海内への外国船に対して薪水給与を拒否するように達していた。同十六日長州藩主は攘夷戦に備え萩から山口に移った。五月には、長州藩は下関海峡を通過する外国商船・軍艦を砲撃、七月に発表された藩主の「御意書」では、移鎮理由について、萩城は国内「割拠戦鬪」の時期には「形勝之地」であったが、「外夷掃攘」については赤間関そのほか南海に賊衝をつくことが多いので、萩にいては指揮が行き届かないと記されていた。「海寇碇泊之場所」から隔たった山口の地に、大砲を備えた八角形の西洋式城郭を建築し、周囲に関門を設置するという構想であった。

この時期、下関海峡が長州藩と四か国の武力衝突の舞台となっていたことはよく知られているが、日本海側においても、海洋からの攻撃を想定して藩主・政府の内陸部への移動が行われ、外国船艦からの視線をさえぎろうと、町をマットで蔽うという行為がなされたのである。

この後、一九六四年九月には四か国連合艦隊が下関を攻撃・占領する

ことになる。英国特命全權公使オールコックは、一八六四年八月一八日（元治元年七月一七日）英国海軍キューバー司令長官宛書簡において、「長州侯」が当時鎖港派の中でも最も「愛国主義的かつ断固とした存在として際立っている」ととらえ、萩城とその兵力についての情報を収集しつつあった。また、萩城下町を破壊に巻き込むことなく、萩城を攻撃することが可能かもしれないという報告を得ていた。<sup>8)</sup>

さらにオールコックは、次のように述べていた。「下関を内海の一端の貿易地とし、もう一端の兵庫と大坂を貿易の大中心地とすることで、我々は日本の外側ではなく中心にすることができ。現在外国人が占めている港（横浜自体を含む）は、絶え間ない脅迫や我々を排除する努力の対象ではなくなるのだ。条約諸国が拠点を確保してしまえば、彼らに条約国を内海から追放する見込みはほとんどなくなるだろう。（中略）条約諸国には兵庫と大坂を占有する資格があり、またそれは、京都の鎖港派が計画中の陰謀に対する保障となる。このミカドの都は、艦隊と軍隊を容易に輸送し得る大坂や兵庫から、徒歩で三日以内の距離にある。内海とその巨大な交通を征する者ならば誰でも、この国の政府を麻痺させることができ、それ自身の安全を条件として条約への支持を強いることができる。<sup>9)</sup>」彼は、日本そのものを海洋からの視線でとらえ、瀬戸内海の一端の下関ともう一端の兵庫大坂を海外貿易の中心地とすることが、島々の集合体＝日本にとつてはその中心への侵入を意味すること、瀬戸内海とその巨大な交通を制すれば、日本政府を麻痺させ、条約履行を日本側に軍事的に強制することが可能だと捉えていた。

「幕末維新时期」の日本は、このように、海図を中心とする国際的な情報共有状況と、多様な船艦の視線に取り囲まれていた。本稿では、この視角から三つの史料を紹介する。<sup>10)</sup>

## 1 日本沿海測量問題と海洋情報

—文久元（一八六一）年の異例の老中弁明書

海図の公刊や測量現地における情報交換等による航海情報の国際的共有と、それと表裏する、軍事的見地からの情報秘匿の動向のなかに、果たして日本はいかなる位置を占めていたのか。

ここで取り上げるのは、文久元年（一八六一）孝明天皇が幕府に派遣した異例の「内勅使」と、それに対する老中の弁明書である。天皇の幕政批判に返答するため、老中たちは、自分たちの行為を説明するという、通常の幕政ではみられない行為を行った。

まず、この「内勅使」派遣の経過を概述しよう。文久元年一〇月、孝明天皇は、和宮降嫁（同一〇月一七日、桂御所を発輿）に扈從する千種有文・岩倉具視に、特に内勅を授け、老中と協議すべきことを下命した。『維新史』は、江戸における推移について、以下のように記している。

一月二日千種・岩倉は、老中久世・安藤と江戸城中で会談し、勅書を示した。即夜、三浦吉信（京都所司代酒井忠義家臣）、奥右筆（組頭早川庄次郎・中村又兵衛）を千種の旅館に派遣し、天皇の疑念を晴らす方法を探る。三浦は老中の「誓書」<sup>13)</sup>を提案したが、千種等は、閣老は更迭などあり他日の信となすに足らず、將軍自筆「誓書」を上呈すべきことを強要した。なお、三浦は、和宮降嫁につき奔走し、文久元年一〇月朝命により江戸へ下り、一二月には將軍家茂に、謁していた。<sup>14)</sup>

以下の経過を徳川宗家文書も参照しながら辿ってみよう。一二月三日、勅使広橋光成・坊城俊克、千種有文・岩倉具視らは、帰洛を告げるために江戸城へ登城した。家茂は白書院上段に着座した（図1）。勅使はひとりひとり將軍に目見得し、同下段に着座、同次之間にて老中列座・高家侍座にて將軍からの拝領物披露等がなされた。<sup>15)</sup>

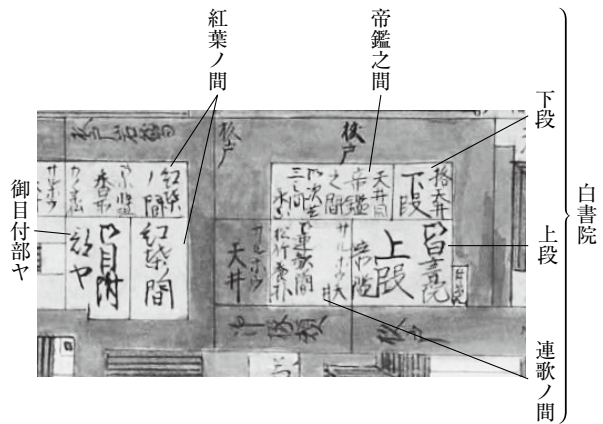


図1 紅葉間と白書院（『江戸御城絵図』東京大学史料編纂所蔵、Iり1341 より）

本図については、解題参照（高橋喜子「江戸御城絵図」『東京大学史料編纂所画像史料解析センター通信』81号、2018年 <https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/personal/fumiko/akamon/20180402.pdf> でウェブ公開中）

千種・岩倉に、家茂自筆直書と老中書取（前述した老中弁明書）が渡されたのは、この後、白書院から入側を隔てた紅葉間においてであった。千種らは、一二月二五日帰洛、二六日参内し、顛末を報告した。

このように、この件は、極秘で進められた。和宮下向前に、議奏久我建通・同正親町三条実愛・同中山忠能のみには知らされたが、勅使として派遣された両武家伝奏（広橋光成・坊城俊克）には知らされていない。九条は、関白九条尚忠すら、この件を知ったのは、翌春であった。<sup>(16)</sup> 九条は、勅書を内々に拝見し、急いで乱筆にて書写したことを記録している。

『維新史』では、内勅使という方式が、久世・安藤政権の公武合体の政治利用に抗するための朝廷側の当然の行為であるかのような書き方と

なっている。しかし、同時代の史料からは、それとは異なる状況がみとれる。九条は、この内勅使について、「前代不聞」と断じていた。また勅書の中で、天子が「下輩之者」の立身出世を関東にご伝言する（京都東町奉行与力加納救匡を布衣以上とし御所向御用取扱に命じ、京都所司代酒井忠義家臣藤田清・三浦吉信にも同御用を命じるようにしたいとの天皇意志の表明を指していると思われる）ことを、なんとも恐れ多いことだと記述している<sup>(17)</sup>。和宮下向を警固した若年寄加納久徴とともにこの内勅使の交渉を仲介した三浦吉信も、（幕府役人ではなく、所司代の家臣にすぎない自分が）老中役宅において内談の席に連なることはとにかく、城内での千種・岩倉と老中の内談に同席することは可能であろうか、周旋はしてみるが保障はできかねると述べている（「営中ニテ御老中方へ両卿御内話出来候、然其御席江可連との義者如何御座候哉、尤着府之上周旋ハ可被成候得共、御請合者難相成、尤御老中御宅抔江罷出、御内談等申上候義者苦ケ間敷哉と被存候」）。このように、この内勅使およびそれに付帯する状況は異例づくめであった。<sup>(18)</sup>

それでは、文久元年十月に、天皇から岩倉・千種にあてた内勅の内容についてみてみよう。

「岩倉様・千種様へ」<sup>上包</sup>

「勅書御写」

今度<sup>上</sup>和宮縁組起源者、（中略）和宮下向之上ハ、弥公武合躰追々夷狄ヲ退ケ候処置可頼存処、不存寄義者、和宮ヲ人質トシ、諸侯ヲ厭塞シ、天下之人口ヲ塞キ置、其後廢帝ノ沙汰ニ及ハントノ義、幕府ノ内評無相違候間、宮下向ヲ被止形勢御覽アルヘシ、（中略）ト段々忠告之者も有之、始テ仰天驚歎絶言語候、（中略）又関東ニ於テ所詮思召不相立蛮夷之処置決而不可有、先海岸測量差許シ候事柔弱至極武士ハナキ如く、或蘭夷シイボルトに政事ヲ謀リ、或ハ御殿山ノ

地ヲ与え夷館ヲ取立、今ニテハ久世・安藤直ニ応接致シ其親情兄弟ノ如ク、全ク一日ノ安ヲ愉ミ千歳ニ禍ヲノコストハ、則チ今日ノ事ナリ、故ニ夷人ノ跋扈陸梁至ラサル所ナシ、速ニ其罰ヲカゾヘ討私ノ御命御貫通アルベシ、(中略) 併從來ノ形勢情考ニ、此志願迪モ不叶、却而此上恥辱之程モ難計、天也命也、不徳愚昧之質、世ニ立テ益ナキ也、兎角言ハンヨリ、速ニ讓位・世逃スヘキ段、誓天地申立間、速ニ承知頼入候事、

孝明天皇は、和宮が下向の上はいよいよ公武合躰追々「夷狄」を退ける処置と考えていたところ、「和宮を人質にし諸侯・天下の人々の口を塞いだうえ、孝明天皇を廢帝にするという幕府内の議論があるのは間違いない、和宮下向を停止し形勢をみるべきである」と忠告する者があり、驚愕したことを述べていた。

そしてまた、幕府において天皇の意志と反する蛮夷処置は決してあってはならないとし、①幕府の海岸測量許可は柔弱至極の処置であり、②シーボルトに政治諮問をまかせ、③御殿山の地を与えて公使館を建築し、現在は老中久世・安藤が直接応接し兄弟のような親情を示していると、幕府外交を批判し、討伐の命令を貫徹すべしと主張した。最後に、この志願がかなわないのなら、速やかに讓位・世逃とすべきと天地に誓うので、速やかなる承知を頼み入ると幕府側に迫ったのである。

この文久元年十月勅書の内容自体は、世上に漏洩していった。坂下門外の変で襲撃者が各自所持していたとされる「斬奸趣意書」およびそれに弁駁をくわえたかたちをとる「斬奸趣意書大意並弁駁書」「斬奸趣意書弁」(いずれも文久二年正月頃)は、明らかにこの勅書に書かれた天皇の幕政批判を踏まえて書かれている。

一二月一三日、内勅使に対して提出された將軍徳川家茂直筆返書は、徳川宗家側に残された写によれば、次の通りであった。

文久元酉年十二月、千種・岩倉江御渡相成、

先年来、度々不容易讒説、達

叡聞、今度、

御讓位等、重内

勅之趣、老中今具承、令驚愕候、家茂を始諸臣ニ至迄決而右様之

心底無之条、可被安

聖慮候、委細者老中今千種・岩倉江可申入候、恐惶謹言

十二月十三日

家茂

謹上

家茂は、先年来不容易の讒説が度々天皇の耳に届いてきたこと、このたび讓位等の重大な内勅を老中とともに承り驚愕したことを述べ、家茂以下は、決して右のような(廢帝の)心底はもっていないこと、天皇に安心していただくことが必要である、詳しくは老中から千種・岩倉へ申し入れるはずであることを、伝えたのである。

老中からは、同じく一二月一三日、天皇が批判した問題ごとに一通の弁明の書取が千種・岩倉へ提出された。徳川宗家側には、これらの書取をまとめて書写し冊子にとじた「文久元酉十二月十三日千種少將・岩倉少將相達候書付」が残されている。表1はその書取の内容概略を整理したものである。

③の書取は下記の通りであった。

〔表紙ウツ書〕  
「文久元酉十二月十三日

千種少將

江相達候書付

岩倉少將

(中略)

海岸測量之事

此儀外夷之申条ニ而も、道理者道理、理屈ハ理屈ニ有之、既ニ測量御差許之節大意ハ若狭守江申遣候通ニ有之、（酒井忠義、京都所司代）一体通航之海路測量致し候儀者各国普通之法則之由、是迄渡来之船々より、自国・他国之海岸測量之図面等者毎々献上も致し、彼方ニおゐて更ニ頓着不仕、日本海者危難之場所多く、毎々及難船、人命ニも拘り候趣を以、測量之儀相願候処、通航御差許之上ハ、御断可相成辞柄も無之、且彼方より自国・他国之無差別通航御弁利之為とて、測量図等も許多差出候処、日本海者測量難相成、外国人之生死者御構ひ無之杯との御挨拶ニモ相成兼、且者、彼方ニ而ハ大量を示し候処、此方少量之御取計ニ而者、却而御武威ニも拘り、且者嚴敷御断相成候趣、通船之節々寄々測量致し候得者、所詮も無之儀、其上、御国ニおゐても、追々大船製造相成候ニ付而者、測量不行届ニ而者危難難計、抑測量と申候とて、海路の浅深而已為測候儀二者無之、天地之経緯・星辰之位置・島嶼之距離等までも実測致し候事之由、右者一科之學術ニ而、万里の航海暗熟不致候而者難叶趣ニ候得者、幸ひ此方之者共も為乗組、御国旗を立候上、俱ニ測量為致候事ニ有之、外国江被対候御処置振、差而柔弱之事トハ不存寄取計候事ニ御座候、尤志州海測量者御不都合之趣ニ付、三・遠・尾・志州海者測量不為致儀ニ御座候事、

（中略）

右之段、両朝臣迄申上候間、宜御取成、御内々被達

叡聞候様、奉頼候事、

十二月

久世大和守  
安藤対馬守

①	和宮下向につき不容易譏説あり、讓位の内沙汰にまことに驚いた。関東においては、いささかも（廢帝の）心底はない。
②	②-1 7-8ケ年ないし10ケ年内には攘夷の事……。 ②-2 交易以来国益となっているか。物価騰貴など。
③	海岸測量之事。浜御殿ならびに御殿山の事・東禅寺一件の事。外国ミニストル江戸住居の儀、シーボルトに政事を諮問の事。両閣老異人に親しみの事。対州半国貸渡の事。
④	兵庫開港の事。
⑤	和宮御縁組行き違い心配につき、外戚・近臣の使者を派遣したいとの件他。
⑥	所司代酒井忠義の忠勤など。

表1 文久元年内勅使に提出した老中書取の内容概略

海岸測量についての、老中の弁明は、以下の通りだった。

（1）外夷のいう事も、道理は道理、理屈は理屈である。すでに測量許可したときの大意は酒井が申し遣した通りである。いったい通航の海路を測量することは各国普通の掟であり、これまで、自国・他国の海岸測量の図面などは、（外国から）渡来船より、毎々献上も致している。彼方にては、頓着なく、日本海は危難の場所が多く毎々難船におよび人命にもかかわるので測量を願ってきたのを、通航を許可したうえは、（將軍が）拒絶されるべき口実もない。かつ、彼方よりは自国・他国の差別

なく「通航御便利の為」に測量図なども数多差し出しているところに、日本海は測量を許しがたいとして、外国人の生死者にはお構いなしなどの御挨拶もしかねる。かつ、彼方二而八大きな器量を示しているところに、此方狭量の取計にては、却て、(將軍の) 御武威にも拘る。

(2) かつ、(外国船測量を) 厳禁し、通船する度にそのたびごとに測量したのでは、しようがない。そのうえ、日本で追々大船製造がなつたうえは、測量が不行届きでは、その危難は測りがたい。

(3) そもそも、測量というのは、海路の浅深のみ測量するのではない。天地の経緯、星の位置、島嶼の距離なども実測する事の由である。右は「一科の学術」であり、万里の航海を精通しないではないがたいことなので、幸い幕府方の者どもを(測量船に) のりくませ、国旗を掲揚して、詳しく測量をさせた。外国に対する幕府の処置ぶりはさして柔弱とは思えない。もつとも三河・遠江・尾張・志摩の測量は許可しなかつた。

このように、久世・安藤は、海岸測量図や航海のための測量図が諸外国から提供されていることに言及していた(1)。

(3) の後段は、幕府が、一八六一年、長崎―箱館間測量を英国に許可し、アクテオン号に、外国奉行支配荒木清三郎らを乗り組ませたことと、伊勢湾をめぐる海域については外国測量をみとめていないことを述べている。英国船による測量は、実際には、英国特命全権公使オールコックの圧力により実施されたものであり、外国からの測量要求に対して応じたことについて「差して柔弱之事とはおもわない」述べる弁明には老中の苦渋があらわれているが、ここでは、傍線部分にみられるように、測量を「一科の学術」とみる見方、また、測量図の提供など航海情報の一定の共有が国際慣行となりつつあることへの理解を、明確に老中たちが語っていることに注目したい。翌一八六二年には、日本全体の自前測量の提案が軍艦奉行から提案されるも、「一科の学術」としての測量を

自前で行い独自の海洋知を構築する試みは、幕府のもとでは結局結実することはなかった<sup>(25)</sup>。しかし、その試みは、維新後に、改めて試みられることになる(本稿3参照)。

## 2 船艦の政治史―『戊辰己巳官軍諸艦記事略』

幕末の幕府海軍の実態を検討した金澤裕之は、軍事史の観点から、同一海域で軍艦を複数同時に運用し単一の戦術単位として有機的に運用するフリートアクションの段階には至っていなかったと指摘している。金澤は、船艦の運用が個艦単位であることを、軍事技術史上の限界として位置付けた<sup>(26)</sup>。

しかし、ここでは、この状況をもう一度政治史の側から捉え直し、特に戊辰戦争期、個々の船艦が独自の地位を獲得していたことに注目しよう。

幕末の政治社会の中では、船艦の購入とは、単なる器械の購入ではなく、諸侯へも通達するほどの政治的盛事と認識されていた。たとえば、長州藩の品川弥二郎から桂小五郎宛の慶応二年二月二六日附書翰では、「諸器械之義ハ如何様トモ可仕候得トモ、艦ト申モノハ、何国ヨリ何国某二壳渡イタシ候段、諸方ヘモ達シ候位ノ事ユヘ、タヤスク買得不相成」と述べている。

この観点から、ここで取り上げるのは、戊辰戦争で新政府の船艦「甲鉄」<sup>(28)</sup>の船将を勤めた長州藩士中島四郎が、新政府側諸艦の行動記録をまとめた『戊辰己巳官軍諸艦記事略』<sup>(30)</sup>の記事(ア)～(ウ)である。

### (ア) 「天朝御軍艦一名での斬首指令」

明治元年(一八六八)五月二一日の越後国寺泊沖海戦では、新政府軍の船艦が、運送船「順道」と交戦して自沈させた<sup>(31)</sup>。当時、寺泊町は、桑名藩柏崎陣屋の支配下にあった。藩主松平定敬は、一旦新政府に恭順の

姿勢を決めたが、その後、藩論は武力交戦論へと転換、閏四月には、桑名藩は寺泊町に火薬製造に必要な煙硝の保管を命じていた。五月には会津藩の部隊が寺泊町にもあらわれ、同町に預けられている桑名藩米を新政府側に接收されないように申し入れを行っていた。

このような状況のなか、五月二四日には、新政府側「蒸気船二艘」（薩摩藩「乾行」・長州藩「丁卯」）がやってきて、大砲を発射し始め、二五日には寺泊町役人の出頭を求めてきた。<sup>32)</sup>

『戊辰己巳官軍諸艦記事略』には、新政府側から寺泊に下した次のような布告が収録されている。

○五月廿五日、寺泊浦へ布告ノ写

寺泊浦ノ儀、会津・桑名ノ逆賊ヲ引入レ、

皇化ニ不服御一新ノ御徳政ヲ妨候儀不届至極ニ候、就中、賊船ヲ繫置、諸所出役致候段、重畳ノ罪科難逃候、仍而官軍艦ヲ被差向、賊船ヲ一時二焼打候、向後村民共旧過ヲ改メ、賊徒ヲ妨退ケ候ヘハ、前罪ヲ赦スヘシ、左ナクハ再度不日ニ来リテ、玉石共ニ焚亡スヘシ、浦中ノ者共屹ト此旨ヲ可心得事、

但、観音寺ノ休右衛門カ輩賊徒相親ミ手先キト成候罪、甚可悪ノ所業ニ付、村中ノ者共速ニ彼者ヲ斬首、御詫可申上者也、

天朝御軍艦

寺泊浦中江

新政府側は、「寺泊浦」にあて、「天朝御軍艦」と称して、「賊船」を係留し諸所に出役したことを「重畳ノ罪科」と断じて、今後「賊徒」を退けたならば「前罪」を許すが、さもなくば「玉石ともに焚亡」と脅し、さらに「賊徒」寄りの「観音寺ノ休右衛門」の斬首命令を含む布告を下したのである。

(イ) 船艦からの戦争届書

また戊辰戦争では、諸藩名での戦争届書と並んで、「春日」（薩摩藩）、「朝陽」（新政府、元旧幕府船を接收）、「飛竜」（南部藩）、「陽春」（新政府）、「丁卯」（長州藩）などの諸艦の船将が戦争届書を提出した。

(ウ) 船艦への褒章

そして明治二年（一八六九）九月一四日の褒賞も、新政府や各藩の各船将、船艦宛に下され、藩主には艦名を明示して、下された。たとえば、次の例では、船将中島およびその船艦「甲鉄」に、そして、長州藩主・参議毛利広封には同藩船艦「丁卯」の功績を明示して、賞がなされている。

(前略)

中嶋四郎

己巳之春、流賊追討之命ヲ奉シ、甲鉄艦ニ賀シ、賊ト奥海ニ戦ヒ云々、仍為其賞云々、

(中略)

甲鉄艦

己巳之春、流賊追討之命ヲ奉シ、賊ト奥海ニ戦ヒ云々、仍為其賞云々、

毛利従三位広封

其藩丁卯艦、己巳之春、流賊追討之命ヲ奉シ、賊ト奥海ニ戦ヒ云々、仍為其賞云々、

(後略)

『戊辰己巳官軍諸艦記事略』の記事から浮かび上がるのは、占領地に對し、「天朝御軍艦」名での刑罰も含む布告を行う、そして戦争届書の提出単位、褒賞の対象となる、船艦である。



### 3 船艦保有情報の統合と海洋知再編の試み

明治五年（一八七二）兵部省から陸軍・海軍の二省が分離・独立し、各船艦の保有していた図誌・測器は、水路局に納付された。明治九年（一八七六）八月、海軍は、事務・会計・主船・水路・医務・兵器の六局に分けられた。明治政府の兵部省海軍部水路局が、諸外国による日本沿海測量を脱皮し日本側の自力測量をめざしたことはよく知られているが、ここでは、少し異なる角度からの動きをみてみよう。

#### ① 海図と陸図の統合の試みと海洋語彙の未統一

—『大日本海陸全図联接朝鮮全国ならびに樺太』

明治九年（一八七六）三月に水路寮で製図を担当していた大後（おおじり）秀勝<sup>33</sup>は、琉球・小笠原諸島との「連脈」を一図として表示し、また「隣邦接界ノ形勢」を詳らかに表示する「日本全図」がほとんど刊行されていないことを遺憾とし、これらの「諸島ヲ列置シ隣邦ヲ联接スル」日本図を刊行した（明治八年一月一七日版權免許。図2・図3）。

この図は、水路寮の経緯度表に基づき、近代的海図と陸図の統合を目指したという点で画期的な地図だった。「本邦」については、現況行政区画・新旧の軍事拠点・砲台のほか、通常ならば海図特有の記号であり陸上図には表記されない燈台、暗礁、浅瀬、潮流までも表記され、また新時代の「電信局」（工事開始は明治二年）も記述されている。さらに港分図には、海岸土質・水深・錨地・燈船・燈台の機能を備えた船舶・浮標・干潮時の岩礁まで、海洋情報が書き込まれていた。

『大日本海陸全図联接朝鮮全国ならびに樺太』という図名は、大後の、①琉球・小笠原まで含んだ「大日本」を描き、「連邦接界」のとの詳細を描写し、②海図・陸図の統合をめざした企図をよく表現している。

しかし、同図を仔細に観察すると、次のような海洋語彙の偏在がみら

れる。

・「洋」は鹿島以南（鹿島、相模、遠江、播磨、備後、伊予、周防、日向、大間、玄海、嚮）

・「海」は、「日本海」以外は、北海道に集中し（釧路、日高、千島、北見、天塩、石狩、十勝、後志）、本州は「陸奥内海」にとどまる。

・「水道」は紀伊、和泉。

・「海峡」は、津軽以北（津軽、国後、根室。以下千島・択捉、プーリル、シアン、ナデシア、コロウニン、スレートニ、セストイ、ヒヤチ、アムファイリット、リットルキル、キュリル）。

・「湾」は、伊勢湾、島原湾以外は、カラフト（ハチンセ、アニワ）、北海道（野附、寿都、小樽、余市、古平）に限られる。しかし、朝

鮮半島では為西尼、清、ウンコフスキ他が見られ、沿海州には、ポシエツト、アムール他多数の記入がみられる。  
・朝鮮半島では險浅灘など、「灘」の名称が二か所みられる。

地図編輯に用いた元の図（伊能図、英国版海図一七〇四号・二四〇五号等）の用語の違いをそのまま踏襲し、統一した用語体系による記述に至っていないからである。

#### ② 海洋知識体系化の試み—『水路提要』

このような状況のなか、明治一〇年（一八七七）、水路局は、当時入手できた各国の海洋知識を比較考察し編輯した『水路提要』<sup>34</sup>（海軍水路局編輯之印、定価一五銭、衆議院文庫旧蔵、国立国会図書館蔵）を出版する。

卷之一（海図）では、イギリス・フランス・アメリカ・ロシア・オランダ等の海図図式を比較し、卷之二（航海語、水路語）では、船艦航海のための用語体系を構築しようとしている。すなわち、「航海語訳総論」では、イギリス海軍水路部のW. H. スミス大將（生没年一七八八—

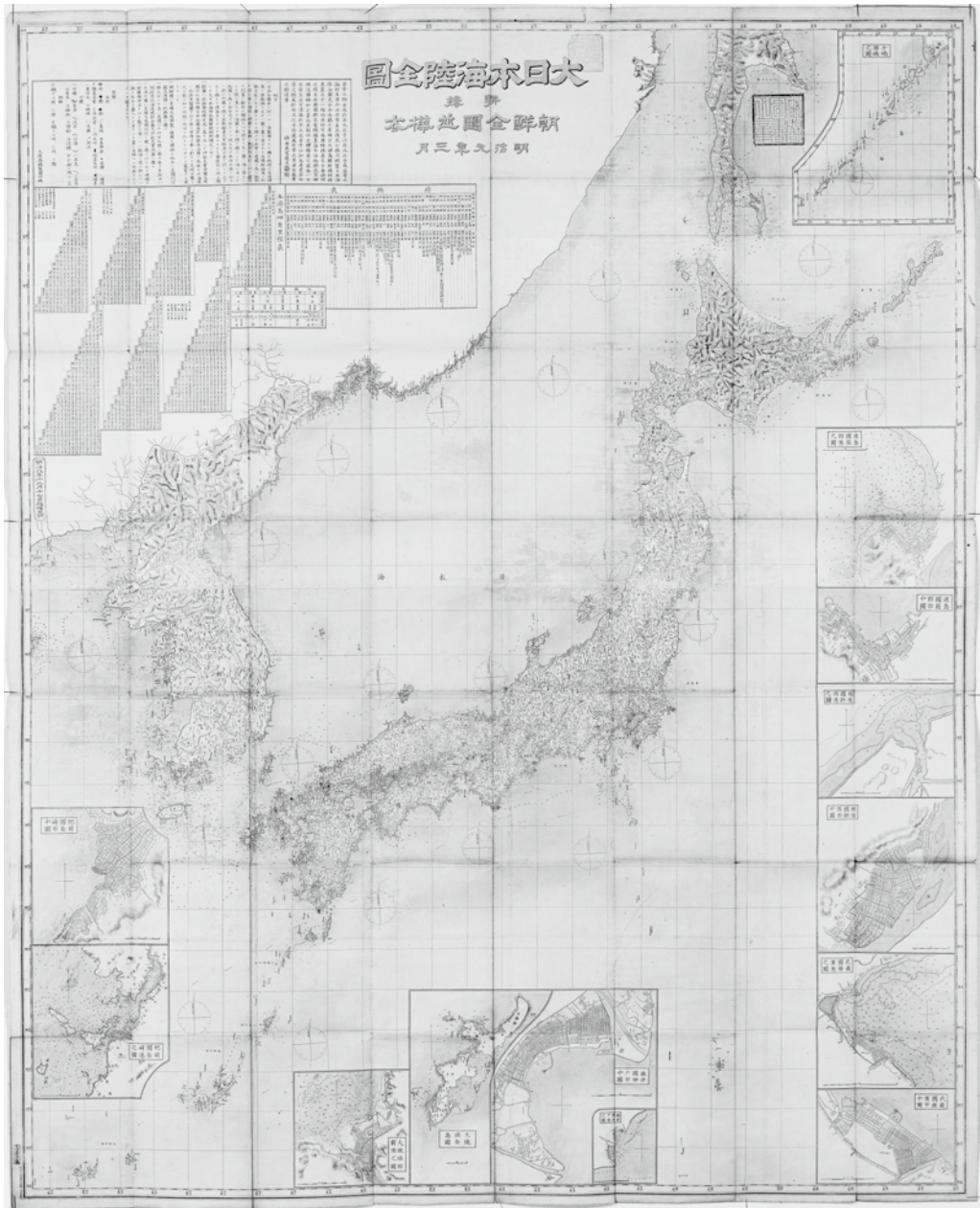


図2 『大日本海陸全図 朝鮮全図 樺太全図』全図（東京大学史料編纂所1047.01-7 木版彩色；一七〇×一三六センチメートル。太政官「秘閣圖書之章」印あり）



に訳し分けていくようになる。

日本語におけるウミは、「海」と「洋」の上位概念であり、ウミ自体は「海」という漢字があてられてきた。一方「洋」は、日本語では「ナダ」（水流のはやく流れるところ、川の流れのはやいとこまたは、潮流の強い海洋。風波の荒い航行の難所）と発音される伝統も存在したが、一八世紀の節用集（『書言字考節用集』一七二七年）には、「海之大者」という解釈も掲載されていた。『水路提要』は、このような状況の中で、「洋」をOceanに、「海」をSeaに対応させたのだ。日本語の「洋」から、「ナダ」の意味が失われていくという方向性は、この『水路提要』編纂のような動きのなかで生じたと思われる。

「海峡」もまた、中国における翻訳語として成立し一九世紀に一般名詞化し、そして、日本語のなかに採用されたものであった。<sup>37</sup>それまで日本語でこれに該当する語は「と（門）」であり、『邦訳 日葡辞書』<sup>38</sup>には「（陸地を）横切っている水道」あるいは「せと」（瀬戸）「大きな潮流のある、海の狭くなっている所」という意味が収録されている。『水路提要』における海峡の解説文「一ツノ海ヨリ他ノ海ニ通スル処ノ門ヲ云フ」の「門」も「もん」ではなく「と」であると考えられる。ただし、ここでの「と」は、かつてのような陸地に限定されていた視線をもはや脱皮し、海の構造のなかで理解されている。

### 今後の課題

以上三つの史料を引用してきてきたように、一八六〇年代の日本は、国際的な航海情報共有の体制に組み込まれており、幕府老中もその明確な認識のもとに行動していた。

また、文久年間老中は朝廷に対し「一科の學術」としての測量という理解を明確に提示していたが、新政府においては、戊辰戦争等において

独自の政治・軍事単位として機能していた各船艦の持っていた情報を集約し、諸外国の情報を比較考量しながら「一箇の課学」としての海洋知識構築の模索がなされたのである。かつて、千田稔「維新政権の海軍」（『維新政権の直属軍隊』開明書院、一九七八年）が描いた、明治三（一八七〇）年九月の藩制布告による諸藩海軍解体、そして、船艦と関係技術者らの維新政権の直属海軍への編入の道筋もこのような面からの再検討が必要である。

一九世紀における海洋についての大きな認識の転換の問題は、陸地とそのうえに構築される諸制度・諸観念の問題と、密接な関係をもって展開した。この点については、「はじめに」にも触れたように、国土観念や、海港の変化についての指摘がすでに始まっている。また、前稿で明らかにしたように、市販江戸図を基礎とした陸図と、海図とを合体させ、陸上の政権情報と江戸近海の航海情報を統合した英国版海図(Gulf of Yedo がロンドンで公刊され（一八六二年刊行、一八六三年修正）、長州藩による軍事・政治行動に実際に使用されていた。かつてオランダ東インド会社職員として来日したエンゲルト・ケンペルは、江戸で市販されていた林吉永開版『江戸大絵図』（元禄二年版）を持ち帰っており、彼の死後イギリスの博物学者・収集家ハンス・スローンがスイス生まれの医師ヨハン・カスバル・シヨイヒツェルに依頼し刊行した英文版(The History of Japan 付図のひとつとして刊行された（一七二七年）<sup>39</sup>。しかたGulf of Yedoのケンペルの付図とは全く違うレベルの情報を搭載していた。Gulf of Yedoは、この付図のような何の文字情報も持たない江戸図の図形模写ではなく、市販された江戸図を基にしながらも独自の情報と解釈を付記し一九世紀当時の英文読者たちに理解できる政権情報をもった江戸城―江戸の空間情報を描き出していた。そしてそれは、外海からいかに湾内に侵入し投錨・上陸し、その目標物に接近しうるかという海陸統

合情報のなかに位置付けられていたのである。本稿では、長州藩の例を取り上げ、このような状況の中、新たな質の情報を持った異質の他者（西欧諸国）の海上からの視線を意識した政治・軍事体制、社会のありようが模索されたことを述べた。日米和親条約をめぐるアメリカ商船の理解と長州藩の対応は、一九世紀における「条約」というものの意味をもあらためて問うている。

今後、関係諸国の諸海図・水路誌・測量記録などの海洋情報の検討とともに、西欧社会で刊行されてきた日本情報<sup>(4)</sup>についても視野にいれ、海陸統合された情報がどのように編成され機能したのかを明らかにすることが、より豊かな一九世紀像を作り上げていくと考えられる。

## 注

- (1) 以上、杉本史子「海洋空間と情報の幕末史―海図と船艦の一九世紀―」〔都市史研究〕第六号、二〇一九年。以下「前稿」と呼ぶ）、同「新たな海洋把握と『日本』の創出―開成所と幕末維新―」〔日本史研究〕六三四号、二〇一五年）三〇三―三二頁、同「地図・絵図の出版と政治文化の変容」〔横田冬彦編『シリーズ 本の文化史4 出版と流通』平凡社、二〇一六年）二〇三―二四八頁、同「近代国家形成過程再考―新しい海洋の登場とジオ・ボデイ」〔吉田伸之他編『明治一五〇年』で考える―近代移行期の社会と空間〕（山川出版社、二〇一八年）。
- (2) 本稿では、「船艦」を、外洋航行も可能な洋式船を主に念頭においた用語として使用する。蒸気船に注目するが、帆船もふくむ、また軍艦と運輸船双方を含む（前掲注1・杉本史子「海洋空間と情報の幕末史」九一・九九頁注6）。蒸気機関を登載した船も、石炭を必要とせず経費のかからない、帆による航行を盛んに行っており、長州戦争や戊辰戦争では、蒸気船が帆船を曳航して移動することも行われた。

- (3) 前掲注1・杉本史子「近代国家形成過程再考―新しい海洋の登場とジオ・ボデイ」一三五―一五〇頁。

- (4) 金窪敏知「世界測量史における伊能図」〔伊能図に学ぶ〕朝倉書店、一九九八年）、アーサー・H・ロビンソン、ランダル・D・セル、ジョエル・L・モリソン『地図学の基礎』（永井信夫訳、地図情報センター、一九八四年）二五頁、横山伊徳「一九世紀日本近海測量について」（黒田日出男、メアリ・エリザベス・ベリ、杉本史子「地図と絵図の政治文化史」、東京大学出版会、二〇〇一年）二八〇―二八一頁。

- (5) 前掲注4・横山伊徳「一九世紀日本近海測量について」二七四頁。  
NARA, RG59, 1864, 7, 20, Walsh to Seward, No. 19, encl. 2. 〔山口県史料編 幕末維新七〕山口県、二〇一四年）九四六―九四八頁。

- (7) 以上、弘化元年（一八四四）以降の長門北浦海岸の台場建設については、『萩市史 第一巻』（萩市、一九八三年）八七六―八七八頁。移鎮については、田中誠「解説 山口移鎮と山口町方・地方の諸相」〔山口市史〕二〇一三年）。

- (8) TNA, ADM125/118, 1868, 8, 18, Alcock to Kuper, encl. 1. 〔山口県史料編 幕末維新七〕山口県、二〇一四年）九六〇頁。

- (9) TNA, ADM125/118, 1868, 8, 18, Alcock to Kuper, encl. 1. 〔山口県史料編 幕末維新七〕山口県、二〇一四年）九六二頁。

- (10) 前掲注1・杉本「海洋空間と情報の幕末史」は、二〇一八年度海洋史学会大会での報告をまとめたものであるが、紙幅の関係上、報告内容の全ては掲載できなかった。本稿は、「海洋空間と情報の幕末史」には言及・掲載できなかった諸史料を取り上げ、それらに対する研究視角を明らかにする。

- (11) 後藤敦史『忘れられた黒船 アメリカ北太平洋戦略と日本開国』（講談社選書メチエ、二〇一七年）一七四―一九一頁。

- (12) たとえば、クリミア戦争下、非参戦国のアメリカは、日本近海のイギリス・ロシアの測量成果を利用できたが、イギリス・ロシアには成果は共有されなかった（後藤敦史「幕末外交と日本近海測量」〔歴史学研究〕九五〇号、二〇一六年）七七頁。

- (13) 『維新史 第二卷』(文部省維新史料編纂会、一九三九) 七九二～七九六頁で用いられた呼称。同時代の関白九条尚忠側の記録では將軍「誓書」について「大樹公御勘考ヲ以、不容易御直書之御答」と呼んでいる(文久二年二月、田安大納言宛九条尚忠書状、維新史料綱要所引『尚忠公記』)。また、徳川宗家文書では、老中の「誓書」について、「書取」と表記している。本稿でも、老中弁明書が、文末に「候」ではなく「事」を使用する、幕末の簡略な文書様式を使用していたことに注目し、以下、書取と表記する。ただし、通常の書取には差出名が書かれない(藤田覚「近世幕政文書の史料学的検討」付札・書取・承付を中心に」『古文書研究』三三三号、一九九〇年、五頁)のに対して、この内勅使あて老中書取には表記されている。
- (14) 『三浦吉信所蔵文書』(日本史籍協会、一九一七年) 二二頁。
- (15) 徳川宗家文書第三部一六〇『日記 因幡守手留(側衆岡部因幡守長富手留)』(文久元年)(個人蔵)
- (16) 「九条家記録 和宮御入城之件別録 文久二年二月」(『九条尚忠文書 第二 日本史籍協会、一九一六年』六八九頁。
- (17) 「九条家記録 和宮御入城之件別録 文久二年二月」(『九条尚忠文書 第二 日本史籍協会、一九一六年』六八九頁。
- (18) 『三浦吉信所蔵文書』(日本史籍協会、一九一七年) 一三四～一三五頁。
- (19) 『三浦吉信所蔵文書』(日本史籍協会、一九一七年) 三二五～三二九頁。
- (20) 「水戸藩史料 下編」(徳川家蔵版、吉川弘文館、一九一五年) 一五四～七頁。
- (21) 『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料 二十九』(東京大学史料編纂所、二〇一六年) 三四・三五号。
- (22) 徳川宗家文書第三部三〇九・〇三『家茂・慶篤・慶喜書状控』(個人蔵)。
- (23) 徳川宗家文書第三部三一・〇三「文久元西十二月十三日千種少将・岩倉少将相達候書取」(個人蔵)。なお③の書取については、彦根藩文書(彦根城博物館蔵)にも書写史料がある(前掲注1・杉本史子「海洋空間と情報」幕末史」九九頁注9)。

(24) なお、これらの書取について、これまで、翻刻され研究史上知られてきたのは、前述した経緯で関白九条尚忠が書写したもの(前掲注(17)七〇〇頁)だった。しかし、九条家本は「外国ミニストル」の記述のなかで、徳川宗家本の▼△の間が脱落している。

一 外国ミニストル江戸住居之儀者、条約面之通、御差許相成候得共、御城郭近辺者勿論、市中等住居致し候而者、取締ニも拘り候二付、住居地之儀、種々及談判、御殿山之儀者、品川宿大木戸二而、江戸御府内を離れ、且海岸近故、海路之往返ニも市中等に差障少く、且各国一纏ニ致し、取締付候ニハ、屈竟之地勢ニ有之、御殿山との名義有之候処、右之地所ニ差置候儀如何敷様ニ相聞候得共、于今至り候而者、御殿山之跡地等者民屋・町家・明地等ニ相成、只名而已相存し居候事ニ而、且者、山とハ申候得共、京師之四方山之如く、江戸市中を見渡し候場所ニハ無之、御城郭之儀者、古来御建築夫々御法則も有之、何方よりも見透候様之御不要害之儀者無之、其上御殿山よりハ里数も隔居、聊御懸念も無之場所ニ御座候、実者彼方望之場所も有之候得共、種々説得之上、右之場所ニ取極候儀ニ御座候事、

徳川宗家本「文久元西十二月十三日千種少将・岩倉少将相達候書取」と、九条家本を比較してみると、まず、収録順が九条家本は、①↓⑤↓②↓③↓⑥となっており、明らかに和宮に関する内容が優先され配列されている。また、徳川宗家本に書写されていないものとして、⑤のあとに、御所風のことは和宮の希望通りという要望に対する老中書取も収録されている。逆に、兵庫開港についての書取は、九条家本には書写されていない。これらの相違が、九条による書写時の問題なのか、翻刻段階に生じたものなのかについては現時点では、判断できない。ただ、兵庫開港については、前掲『三浦吉信所蔵文書』(一三七頁)の記事によれば、文久元年一〇月二二日の仰せからは兵庫の事が落ちていたので、



二二日別紙が添えられたとの記述があり、九条が入手した「老中御請」から兵庫開港の事が落ちているのはこのことと関係がある可能性もある。

- (25) 前掲注4・横山伊徳「一九世紀日本近海測量について」三〇八―三〇九頁。

- (26) 金澤裕之『幕府海軍の興亡』（慶應義塾大学出版会、二〇一七年）六頁。なお金澤自身は「軍艦」という用語を使っている。

- (27) 『毛利忠正公伝 第十八編（八）』四章三節（山口県文書館、両公伝史料一六四四）。

- (28) 「甲鉄」とは、アメリカ南軍に幕府が発注したが、戊辰戦争により局外中立を表明したアメリカが引き渡しを拒否し、新政府に引き渡された、装鉄艦ストーンウォールである（元網数道『幕末の蒸気船物語』成山堂、二〇〇四年、一三七―九頁。藤井哲博『咸臨丸航海長小野友五郎の生涯』中公新書、一九八五年、一〇一頁、第七章）

- (29) なお、長州藩は、すでに一八五五年西洋学所を開設し長崎海軍伝習所に藩士を派遣、安政三年には三田尻の木造洋式帆船（丙辰）を建造させ、万延元年（一八六〇）江戸への遠洋航海も行っていた。文久三年五月―六月の下関戦争では、外国船攻撃には洋式帆船（「庚申」、「癸亥」）も参加したが、米仏蒸気軍艦から攻撃され、蒸気船（「壬戌」、文久二年購入、イギリス製）も含め大破するという経験を得て、同年十一月、海軍局を創設していた。

- (30) 山口県文書館・毛利家文庫六七戊辰戦争一件二七。

- (31) 前掲注二六・金澤裕之『幕府海軍の興亡』、二一八頁。

- (32) 『寺泊町史』（寺泊町、一九九二年）一―七頁。なお、新政府側では明治元年閏四月二日「政体」を定め、太政官七官のひとつとして、軍務官を設けていた。その管轄下に海軍局も属していたが、六月時点で諸藩の船艦の運航全体を軍務官が管理できていたわけではなかった（水上たかね「軍務官の戊辰戦争」『日本史研究』六六〇号、二〇一七年、九―一〇頁）。

- (33) 一八四〇―一八五〇一年。和歌山藩付家老安藤家の家臣の長男として江戸藩邸で出生。幕府講武所で測量製図など学ぶ。明治三（一八七〇）兵

部省海軍操練所に出仕、明治四年測量艦春日による北海道沿岸測量に従事、海軍水路局水路掛で海図製図法の責任者となり、英国軍測量士官C. W. ベリーに師事。同六年九月製図測量課長心得、同九年「同年八月水路局となる」九月製図課長、同一〇年九月製図課製図課副長、同一九年「同年海軍水路部となる」六月製図課製図掛長（今井健三「近代的海図を作り上げた明治初期の製図者たち」『地図情報』三号、二〇一八年、二三―二四頁）。「」は、海上保安庁水路部編『日本水路史』財団法人日本水路協会、一九七一年、一六頁により、杉本が補足した。

- (34) 本書の存在は、今井健三氏からご教示いただいた。

- (35) 引用書目には、「雍氏航海辞書」(Young, Arthur: Nautical Dictionary, Longman, Green, Longman, Roberts & Green, London, 1863. 8vo, viii, 492 pp.)、<sup>7</sup>「蘇密斯航海字類」(Smyth, W.H.: The Sailor's Word-Book: an Alphabetical Digest of Nautical Terms, including some more especially military and scientific, but useful to seamen; as well as archaisms of early voyages etc. Blackie and Son, London, 1867. 8vo, vi, 744 pp.)。原典に「こつは、安達裕之氏に」ご教示いただいた。

- (36) ここで言及されている『支那水路誌』とは、『蒸気罐全書 前編卷之二 卷』末収録の「海軍水路局蔵版書籍目録并定価表」には、「支那水路誌補、全一冊、金五銭」と掲載されている（安達裕之氏のご教示による）。このことから次の本宿宅命『支那水路誌補』を指していると考えられる。筑波大学には、本宿宅命『支那水路誌補』、『海軍水路寮』、『一八七四』、和装6丁；23cm、扉（原表紙か）に「支那水路誌補第一」とあり。版心の書名・支那水路誌。筑波大学蔵 中央和装本(09・275)が現存している。

- (37) 以上、「海」「洋」「海峡」については、荒川清秀『近代日中学術用語の形成と伝播』（白帝社、一九九七年）一七二―五、一八〇、二三―三五頁。本書については、吉澤誠一郎氏からご教示を得た。

- (38) 土井忠生訳「邦訳 日葡辞書」（岩波書店一九八〇年）。原本は、日本イエズス会が一六〇三・一六〇四年に刊行したポルトガル語の説明を付した日本語辞書であり、布教のための日本語習熟する目的で編集された。

- (39) 前掲・注1杉本史子「近代国家形成過程再考―新しい海洋の登場とジ

オ・ボデイ」。

(40) 稲吉晃『海港の政治史』名古屋大学出版会、二〇一四年。

(41) 松井洋子『ケンペルとシーボルト』(山川出版社、二〇一〇年)一三〇頁。今井正「ケンペルの生涯と『日本誌』」(エンゲルベルト・ケンペル著、今井正翻訳『新版』改訂・増補日本誌『霞ヶ関出版』二〇〇一年)たとえば、一九世紀にフランス水路部から国立図書館に移管された史料の内、日本に関するポートフォリオ一七八には次のような史料が存在する。

①「Karte der Bai von Jeddo, (Auteur : Kratz, Leopold (18.-190.?; lithographie). Cartographe, Date d'édition : 1861) ②「Golfe de Yedo」(Auteur : Maury, Matthew Fontaine (1806-1873). Cartographe, Date d'édition : 1864) ③「Plan de Jedo」(Auteur : Dheulland, Guillaume (17.?-177). Graveur, Date d'édition : 17.)。

このうち、②は、英国版海図Gulf of Yedoのファクシミリをはりつけ、測量部分などの仏訳を手書きで記述しているもので、英国版を基にして仏版を作成しようとした可能性がある。また、①は、ドイツ版の江戸海図であり(二分割)、上部に書かれた手書きメモによれば、Gulf of Yedoがロンドンで刊行された年と同年の一八六二年にフランス海軍が入手した可能性がある。③はケンペル江戸図に類似した、文字情報を持たない江戸図模写である。①は、一八六四年二月の「DEPOT DE LA MARINE ARCHIVES」と刻印された青色楕円印を、②は、同じく一八六二年七月楕円印をもつ。③は緑色真円の「DEPOT DES CARTES PLANS ET JOURNAUX DE LA MARINE」の印が押され、①②③は、フランス海軍の異なる保管場所に伝来したものと思われる。なお、本調査に際しては、馬場郁氏(コレージュ・ド・フランス)に貴重なご指導をいただいた。また調査準備にあたっては、菊地智博さん(東京大学リサーチアシスタント)の協力を得た。

本稿脱稿後、箱石大「新政府による諸藩編成の軍事関係文書の管理」(『明治維新史研究』一七号、二〇一九年)が発表された。本稿にも言及した戦争

届書については、同論文および同引用文献を参照されたい。

本稿は、基盤研究(一般)(C)「近代国家模索の歴史的前提」(課題番号17K03094)および東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター海洋教育基盤研究プロジェクト(海洋学)「海洋知の再編と日本社会」の助成をうけたものである。なお、『大日本海陸全図联接朝鮮全国ならびに樺太』の記載地名調査には佐藤麻里さん・吉川紗里矢さん・菊地智博さんのご協力を頂いた。